

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第 7223 号 (別冊 13)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目 次	ページ
規 則	
○福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正 (第35号)	1
○福岡市情報セキュリティに関する規則の一部改正 (第36号)	10
○福岡市会計規則の一部改正 (第37号)	11
訓 令	
○特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正 (第 6 号)	14

規 則

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第35号

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年福岡市規則第158号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 11 項を削り、同条第 12 項中「第 4 条第 1 項第 14 号」を「第 4 条第 1 項第 13 号」に、「次条第 2 項第 4 号、第 5 号、第 10 号、第 12 号、第 13 号及び第 17 号」を「次条各号」に改め、同項を同条第 11 項とする。

第 3 条の見出し中「事務及び」を削り、同条第 1 項を削り、同条第 2 項第 1 号の表中「生活保護法」を「生活保護の措置について（昭和 29 年 5 月 8 日付け社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮

する者（以下「生活に困窮する外国人」という。）に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）」に改め、同項第4号及び第5号中「に準じる事務」を削り、同項第8号の表事務の欄を次のように改める。

1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定又は同法第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

第3条第2項第8号の表に次のように加える。

<p>2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条、同法第7条又は第8条の特別児童扶養手当の支給の制限に係る届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>次に掲げる情報</p> <p>(1) 当該届出を行う者又は当該者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報</p> <p>(2) 当該届出を行う者若しくは当該届出に係る児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）</p>
<p>3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務（特別児童扶養手当に係るものに限る。）</p>	<p>次に掲げる情報</p> <p>(1) 当該届出に係る児童（以下この欄において「届出児童」という。）又はその保護者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報</p> <p>(2) 届出児童又はその保護者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 届出児童に係る児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する情報(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に係る部分に限る。) (4) 届出児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 (5) 届出児童に係る身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報 (6) 当該届出を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報 (7) 届出児童に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障がい児福祉手当の支給に関する情報 (8) 届出児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報 (9) 当該届出を行う者若しくは届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
<p>4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務(特別児童扶養手当に係るものに限る。)</p>	<p>次に掲げる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該届出に係る児童(以下この欄において「届出児童」という。)又はその保護者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付

	<p>費又は同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報</p> <p>(2) 届出児童又はその保護者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報</p> <p>(3) 届出児童に係る児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定又は同条第2項の費用の徴収に関する情報（同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に係る部分に限る。）</p> <p>(4) 届出児童に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報</p> <p>(5) 届出児童に係る身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報</p> <p>(6) 届出児童に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障がい児福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(7) 届出児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。）の支給に関する情報</p>
--	--

第3条第2項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項第11号中「に準じる事務」を削り、同号を同項第10号とし、同項第12号の表を次のように改める。

事務	特定個人情報
----	--------

<p>1 介護保険法第49条の2又は同法第59条の2の負担割合の判定に関する事務</p>	<p>当該判定に係る介護保険法第9条第1号の第1号被保険者に係る外国人生活保護受給関係情報</p>
<p>2 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例又は同法第142条の保険料の減免若しくは徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該申請を行う者に係る外国人生活保護受給関係情報</p>
<p>3 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費若しくは同法第61条第1項の高額介護予防サービス費若しくは介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項の施設介護サービス費若しくは同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の6（同省令第97条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>次に掲げる情報 (1) 当該申請を行う者に係る外国人生活保護受給関係情報 (2) 当該申請を行う者に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年一部改正法」という。）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「改正前国民年金法」という。）による老齢福祉年金の支給に関する情報（以下「老齢福祉年金支給関係情報」という。）</p>
<p>4 介護保険法第51条の2第1項の高額医療合算介護サービス費又は同法第61条の2第1項の高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>次に掲げる情報 (1) 当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報 (2) 当該申請を行う者に係る国民健康保険の高額介護合算療養費又は後期高齢者医療の高額介護合算療養費の支給に関する情報</p>
<p>5 介護保険法第66条第1項若しくは第2項の保険料滞納者に係る支払方法の変更、同条第3項の保険料滞納</p>	<p>当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護受給関係情報</p>

<p>者に係る支払方法の変更の記載の削除、同法第67条第1項若しくは第2項の保険給付の支払の一時差止め、同法第69条第1項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額又は同条第1項本文若しくは第2項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う際の特別な事情の確認に関する事務</p>	
<p>6 介護保険法第68条第1項の第2号被保険者（介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者をいう。以下この表において同じ。）の保険給付の一時差止め又は同条第2項の第2号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う際の特別な事情の確認に関する事務</p>	<p>次に掲げる情報</p> <p>(1) 当該一時差止めに係る第2号被保険者に係る国民健康保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料であってその納期限までに納付しなかったもの（以下この表において「未納医療保険料」という。）に関する情報</p> <p>(2) 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護受給関係情報</p>
<p>7 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務</p>	<p>当該判定に係る居宅要支援被保険者等（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）に係る外国人生活保護受給関係情報</p>
<p>8 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>次に掲げる情報</p> <p>(1) 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る外国人生活保護受給関係情報</p> <p>(2) 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る高齢福祉年金支給関係情報</p>
<p>9 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る</p>	<p>次に掲げる情報</p> <p>(1) 当該申請に係る居宅要支援被保険</p>

<p>る高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>者等に係る国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報 (2) 当該申請に係る居宅要支援被保険者等に係る国民健康保険の高額介護合算療養費又は後期高齢者医療の高額介護合算療養費の支給に関する情報</p>
<p>10 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務</p>	<p>次に掲げる情報 (1) 当該保険料を課せられる被保険者(以下「賦課被保険者」という。)に係る外国人生活保護受給関係情報 (2) 賦課被保険者に係る老齢福祉年金支給関係情報</p>
<p>11 介護保険法施行規則第32条の被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>当該届出を行う者に係る外国人生活保護受給関係情報</p>
<p>12 介護保険法施行規則第83条の6の市町村の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務(第2号被保険者に係るものに限る。)</p>	<p>当該申請を行う者に係る未納医療保険料に関する情報</p>

第3条第2項中第12号を第11号とし、第13号を削り、第14号を第12号とし、第15号の表に次のように加える。

<p>3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項及び第3項の地域生活支援事業の実施に関する事務</p>	<p>次に掲げる情報 (1) 当該実施に係る障がい児の保護者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費及び同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報 (2) 当該実施に係る障がい者若しくは当該障がい者の配偶者又は当該実施に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</p>
---	--

- (3) 当該実施に係る障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該実施に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
- (4) 当該実施に係る障がい者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- (5) 当該実施に係る障がい者又は当該実施に係る障がい児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- (6) 当該実施に係る障がい児の保護者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
- (7) 当該実施に係る障がい者又は当該実施に係る障がい児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
- (8) 当該実施に係る障がい者又は当該実施に係る障がい児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報
- (9) 当該実施に係る障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該実施に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第

	<p>9 項の保護の変更、同法第25条第 1 項の職権による保護の開始若しくは同条第 2 項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報</p> <p>(10) 当該実施に係る障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該実施に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(11) 当該実施に係る障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該実施に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護受給関係情報</p>
--	---

第 3 条第 2 項中第15号を第13号とし、第16号を削り、第17号を第14号とし、同項に次の 1 号を加える。

- (15) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）本則の表 1 の項の下欄に掲げる事務 次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる情報

事務	特定個人情報
生活に困窮する外国人に係る生活保護法第55条の 8 第 1 項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務	生活に困窮する外国人であって生活保護法第 6 条第 1 項の被保護者に準ずる者に係る健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の 2 の健康増進事業の実施に関する情報

第 3 条第 2 項を同条とする。

第 4 条第 1 項の表 2 の項特定個人情報の欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 1 項の表 3 の項特定個人情報の欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第10項を削り、同条第11項中「12の項」を「11の項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「13の項」を「12の項」に改め、同項を同条第11項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の表2の項及び3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第36号

福岡市情報セキュリティに関する規則の一部を改正する規則

福岡市情報セキュリティに関する規則（平成23年福岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局」を「市選挙管理委員会、区選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会」に改め、同条第6号中「、教育長、水道事業管理者、交通事業管理者及び囑託員」を「及び同条第3項に規定する特別職に属する職員」に改める。

第21条を第22条とし、第7条から第20条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1号中「総務企画局長」を「福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）の規定により情報セキュリティ対策の推進に関する事務を分掌する局の長」に改め、同条第2号中「総務企画局理事」を「福岡市事務分掌規則の規定により情報セキュリティ対策の推進に関する事務を分掌する局の長（当該事務が理事の担当事務である場合にあつては、理事）」に改め、同条第3号中「総務企画局DX戦略部長」を「福岡市事務分掌規則の規定により情報セキュリティ対策の推進に関する事務を分掌する部の長」に改め、同条第4号中「局等の長」の次に「（市選挙管理委員会、区選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会にあつては、その事務局の長）」を加え、同条を第7条とする。

第5条中「脅威から情報資産を保護するための情報セキュリティに関する対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）」を「情報セキュリティ対策」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（対象とする脅威）

第5条 次に掲げる脅威を想定し、脅威から情報資産を保護するための情報セキュリティに関する対策（以下「情報セキュリティ対策」という。）を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん又は消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反又は設計若しくは開発の不備、プログラム上の欠陥、操作若しくは設定のミス、メンテナンス不備、内

部監査機能若しくは外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模かつ広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市会計規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第37号

福岡市会計規則の一部を改正する規則

福岡市会計規則（昭和39年福岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

目次中「第72条の6」を「第72条の5」に改める。

第10条の2中「徴収若しくは収納又は支出事務の委託を受けた私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第53条第1項第3号中「市外の」を削る。

第57条第1項中「市外旅行」を「旅行」に改める。

第72条の3第1項中「指定をしようとするとき、又は指定をした」を「指定をする」に、「収納若しくは」を「収納又は」に改める。

第72条の4第2項ただし書中「場合は」の次に「、当該現金を金庫又は施錠できる保管庫を利用する等確実な方法により保管し」を加え、同条第5項中「第26条」の次に「、第27条第1項」を加える。

第72条の6を削る。

第94条第1項及び第2項第8号中「徴収若しくは収納又は支出事務の委託を受けた私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

別表第1 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表市民局生活安全部防犯・交通安全課長の項中「防犯・交通安全課長」を「課長（事業調整担当）」に改め、同表環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課長の項中「ごみ減量第3係長」を「ごみ減量第2係長」に改め、同表経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課長の項を削り、同表住宅都市みどり局住宅部住宅管理課長の項の次に次のように加える。

住宅都市みどり局建築指導部建築指導課長	計画係長	当該課の所管に係る手数料の収納
---------------------	------	-----------------

別表第1 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表住宅都市みどり局みどり推進部

どり運営課長の項の次に次のように加える。

住宅都市みどり局一人一花推進部動植物園課長	総務係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該課の所管に係る使用料、占有料及び手数料の収納 2 当該課の所管に係る寄附金の収納 3 当該課の所管に係る私用電話通話料の収納 4 当該課の所管に係る延滞金の収納
-----------------------	------	---

別表第1 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表港湾空港局港湾振興部港湾管理課長の項の次に次のように加える。

港湾空港局港湾振興部旅客振興課長	受入係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該課の所管に係る使用料及び手数料の収納 2 当該課の所管に係る延滞金の収納 3 当該課の所管に係るその他の雑入の収納
------------------	------	---

別表第1 2 事業所の表動物園長の項及び植物園長の項を削る。

別表第1 4 行政委員会等の表小学校長、中学校長及び特別支援学校長（特別支援学校「博多高等学園」学校長を除く。）の項中「特別支援学校「博多高等学園」学校長」の次に「、特別支援学校「清水高等学園」学校長及び特別支援学校「城浜高等学園」学校長」を加え、同表特別支援学校「博多高等学園」学校長の項の次に次のように加える。

特別支援学校「清水高等学園」学校長	教頭	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援学校「清水高等学園」の所管に係る物品売払代金の収納 2 特別支援学校「清水高等学園」の所管に係る私用電話通話料の収納
特別支援学校「城浜高等学園」学校長	教頭	<ol style="list-style-type: none"> 1 特別支援学校「城浜高等学園」の所管に係る物品売払代金の収納 2 特別支援学校「城浜高等学園」の所管に係る私用電話通話料の収納

別表第2 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表課長（課相当の室、所及びセンターの長を含む。）のうち、会計室会計管理課長の項から港湾空港局アイランドシティ事

業部事業管理課長の項まで取扱事務の欄に掲げる所属の長を除くものの項中「アイランドシティ事業部事業管理課長」を「総務部課長（財産活用担当）」に改め、同表総務企画局行政部行政マネジメント課長の項を削り、同表総務企画局行政部法制課長の項の次に次のように加える。

総務企画局行政部サービスデザイン課長	あらかじめ指定するサービスデザイン係長	総務企画局行政部サービスデザイン課及び組織定数課の所管に係る物品（使用中のものを除き、同課の所管に係る金券類に限る。）の出納保管
総務企画局行政部組織定数課長	あらかじめ指定する組織定数係長	総務企画局行政部組織定数課の所管に係る物品（使用中のもの及び金券類を除く。）の出納保管

別表第 2 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表総務企画局DX戦略部情報システム課長の項中「情報システム課長」を「ICTガバナンス課長」に改め、同表総務企画局人事部人事課長の項中「組織定数課」を「服務課」に改め、同表財政局財産有効活用部財産活用課長の項を削り、同表市民局総務部総務課長の項中「課長（政策調整担当）」を削り、同表福祉局ユマニチュード推進部認知症支援課長の項中「認知症支援課及びユマニチュード推進課」を削り、同表環境局施設部工場整備課長の項の次に次のように加える。

あらかじめ指定する経済観光文化局創業推進部創業課長	あらかじめ指定する創業係長	経済観光文化局創業推進部の所管に係る物品（使用中のものを除く。）の出納保管
---------------------------	---------------	---------------------------------------

別表第 2 1 市長事務部局（事業所を除く。）の表経済観光文化局観光コンベンション部観光産業課長の項及び経済観光文化局観光コンベンション部観光マーケティング課長の項を削り、同表経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課長の項中「経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課長」を「あらかじめ指定する経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課長」に、「歴史文化連携係長」を「あらかじめ指定する地域観光推進係長」に、「地域観光推進課の」を「地域観光推進課長の」に改め、「及び金券類」を削り、同表経済観光文化局観光コンベンション部クルーズ課長の項を削り、同表経済観光文化局文化まつり振興部文化振興課長の項中「文化まつり振興部」を「文化・アート振興部」に、「文化振興課、課長（アートのまちづくり推進担当）」を「文化振興課」に、「課長（アートのまちづくり推進担当）及び文化施設課の所管に係る金券類」を「同課の所管に係る金券類」に改め、同表経済観光文化局文化まつり振興部課長（アートのまちづくり推進担当）の項及び経済観光文化局文化まつり振興部文化施設課長の項中「文化まつり振興部」を「文化・アート振興部」に改め、同表経済観光文化局

文化まつり振興部まつり振興課長の項中「文化まつり振興部」を「まつり振興部」に改め、同表住宅都市みどり局都市計画部交通計画課長の項中「、地域交通課」を削り、同表住宅都市みどり局一人一花推進部一人一花推進課長の項を削り、同表港湾空港局総務部課長（財産活用担当）の項中「あらかじめ指定する」を削り、同表港湾空港局アイランドシティ事業部事業管理課長の項を削る。

別表第 2 2 事業所の表美術館事業管理課長の項中「除く」を「除き、課長（アートのまちづくり推進担当）の所管に係る金券類に限る」に改め、同項の次に次のように加える。

美術館課長（アートのまちづくり推進担当）	あらかじめ指定する主査（アートのまちづくり推進担当）	美術館課長（アートのまちづくり推進担当）の所管に係る物品（使用中のもの及び金券類を除く。）の出納保管
----------------------	----------------------------	--

別表第 2 4 行政委員会等の表教育委員会事務局教育支援部教育支援課長の項中「、課長（高等教育検討担当）」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

福岡市訓令第 6 号

特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市達甲第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

別表第 1 こども未来局こども総合相談センターの部こども支援第 1 課の項中「心理相談係」を「心理相談第 1 係及び心理相談第 2 係」に改め、同部こども支援第 2 課の項中「及び支援第 2 係」を「、支援第 2 係及び支援第 3 係」に改め、同表保健医療局保健所精神保健・難病対策部の項を次のように改める。

保健医療局保健所精神保健・難病対策部	精神保健・難病対策課	精神保健福祉第 1 係及び精神保健福祉第 2 係の職員	4	38時間45分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	勤務時間の途中において 1 時間 を与える。	4 週間を通じ 8 日とする。	勤務を 命じる。
					B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで			
					C	午後 2 時から 翌日午前 10 時まで			
					D	午後 4 時から 翌日午前 9 時まで			

別表第 1 住宅都市みどり局一人一花推進部の部動物園の項の前に次のように加える。

動植物園課	全職員	4	38時間45分	A	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	勤務時間の途中において 1 時間を与える。	4 週間を通じ 8 日とする。	勤務を命 じる。
				B	午後 零時30分から 午後 9 時15分まで			

別表第 1 東区役所市民部及び中央区役所市民部の部を次のように改める。

東区役所市民部及び中央区役所市民部	納税課	証明サービスコーナー係の職員	4	38時間45分	A	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	勤務時間の途中において45分を与える。	4 週間を通じ 8 日とする。	勤務を命 じる。
					B	午前11時45分から 午後 8 時15分まで			
東区役所市民部	市民課	証明サービスコーナー係の職員	4	38時間45分	A	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	勤務時間の途中において45分を与える。	4 週間を通じ 8 日とする。	勤務を命 じる。
					B	午前 9 時15分から 午後 5 時45分まで			
					C	午前10時から 午後 6 時30分まで			
					D	午前10時30分から 午後 7 時まで			
					E	午前11時から 午後 7 時30分まで			
					F	午前11時45分から 午後 8 時15分まで			

別表第 1 博多区役所市民部の部納税課の項を削り、同表に次のように加える。

中央区役所市民部	市民課	証明サービスコーナー係の職員	4	38時間45分	A	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	勤務時間の途中において45分を与える。	4 週間を通じ 8 日とする。	勤務を命 じる。
					B	午前11時45分から 午後 8 時15分まで			

別表第 2 農林水産局総務農林部の項を削り、同表博多区役所市民部の部納税課の項を次のように改める。

納税課	管理係及び証明発行コーナー係の職員	4	38時間45分	A	午前 8 時30分から 午後 5 時15分まで	午前11時から午後 3 時までの間に 1 時間を与える。	日曜日及び土曜日
				B	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで		
				C	午前 9 時15分から 午後 6 時まで		
その他の職員	4	38時間45分	午前 8 時45分から午後 5 時30分まで	正午から午後 2 時までの間に 1 時間を与える。	日曜日及び土曜日		

